

ふくしまの未来を創るFukurum基金事業実施要領

第1 目的

東日本大震災及び原子力災害の影響による県産品への風評払拭及び県産品の振興を図る必要があることから、これからの福島県の未来を担う大きな力となる、県内の高等学校以上の学校や、学生が組織する団体が行う取組を支援するため、Fukurumカード会員からの支援金等を財源とした基金を創設し、その予算内で事業を実施する。

第2 事業内容

事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 補助対象者

県内の学校（※1）又は学生が組織する団体（※2）

（※1）学校：高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、短期大学、大学等

（※2）学生が組織する団体：部活動・サークル・同好会・ゼミ等

(2) 補助対象事業

補助対象事業は、県産品の新商品開発や販路拡大に関する事業とする。

ただし、補助金の対象となる経費（別紙参照）が10万円以上の事業とする。

(3) 補助対象期間

補助決定日から事業実施年度の1月末日までとする。（期間内に事業を終了（支払含む）すること。）

(4) 補助額

上限50万円以内（定額）で補助する。

第3 その他

この要領に定めるもののほか、事業の執行に関し必要な事項については、フクラムカード推進協議会との協議により決定すること。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

この改正要領は、平成30年6月8日から施行する。

この改正要領は、令和元年5月13日から施行する。

補助対象経費一覧

経費区分	内 容
旅 費	業務遂行のために出張した場合の交通費、宿泊料の実費 対象外：自動車の燃料費、交通系 I C カードのチャージ代等
報償費	技術習得のために、講師に依頼した場合の講師に対する謝金等
需用費	消耗品費、印刷費、光熱水費（電気料、水道料、ガス料等） パッケージ作成、商品開発に係るサンプル品の原材料費 対象外：使用目的が証明できないコピー代等や物品
役務費	輸送費、郵便代、広告料、手数料（品質検査、各種証明手数料、 クリーニング代等） 対象外：振込手数料、租税公課（印紙、証紙）、通話料、保険料等
委託料	専門的な業務を他の者に委託して実施させた場合の経費 （例：商品開発に係る加工業務、ホームページ作成業務等）
使用料及び賃借料	賃借料（自動車、備品、機械等の借り上げ料、施設使用料）、 高速道路利用料金（ETC利用の場合は利用明細が必要）、駐車料金
負担金	展示会やイベント出展料

※ 上記経費のうち、業務の執行に当たり必要なもののみ対象となります。

※ 実績の確認が必要な経費（按分できない経費）や事業終了後の継続使用が可能な汎用性の高い物品及び収益が生じる経費などは、補助対象外となる可能性がありますので留意願います。